「埋蔵文化財発掘の届出」の流れについて（フロチャート図）

開発事業の起案
（例：住宅建設、農地転用等）

↓

遺跡包蔵地の照会

（包蔵地の範囲外）→ 工事を進めていただいて問題はありません。しかし、工事中に遺物と思われるものが出てきた時は、教育委員会まで連絡をお願いします。

（包蔵地の範囲内）

↓

対象地で掘削工事をされる前に、埋蔵文化財発掘の届出の提出をお願いします（文化財保護法第93条第1項にもとづく）。

〇提出書類（２部ずつ）
- 埋蔵文化財発掘の届出について
- 別記
- 住宅地図
- 工事の概要を示す図面
- 埋蔵文化財の発掘調査について（依頼）
- 発掘調査同意書

※注意点
- 工事の着手６０日前までにお願いいたします。
- 建物解体・擁壁工事等も土を掘る工事となりますので、届出をお願いします。
- 発掘調査同意書は、発掘調査の場合のみ必要です。

〇その土地の下の遺跡の様子を確認するため、試掘調査（試し掘り）をお願いしています。
＊掘削箇所の確認のため、当日または事前に現地で立会をお願いする場合があります。

（遺構・遺物等発見）→ **取り扱いを協議し、調査が必要の場合、本発掘調査をいたします。現地調査終了後に、工事を進めてください。**

（遺構・遺物無し）→ **工事を進めていただいて問題ありません。**

市教育委員会の意見書を付けて、県教育委員会に送ります。
＊通常、２週間から１カ月程度で県教育委員会から通知が出ます

↓

県教育委員会からの通知後、事業者様に市教育委員会から通知結果を送付いたします。

↓

＊県からの通知結果では、以下のものが考えられます。

〇慎重工事
慎重に工事を進めていただければ問題はありません。しかし、工事中に遺物と思われるものが発見された場合は、市教育委員会まで連絡をお願いします。

〇工事立会
地面を掘る工事のさいに、立ち会わせていただきたいので、市教育委員会までご連絡ください（日程調整にご協力お願いします）。

〇発掘調査（本発掘調査、試掘調査、確認調査）
発掘調査をします。調査終了後に、工事を進めてください。